〔備考〕

1　記載事項は、大文字の大きさが縦0.21㎝以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように記載する。

2　TITLE OF INVENTIONは、短く（２語以上７語以内であることが望ましい。）、かつ、的確なものとする。

3　記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.」の前の□内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。

4　「Applicant's registration No. with the Office」及び「Agent's registration No. with the Office」の欄には、識別番号をなるべく記載する。

5　「PRIORITY CLAIM」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。

イ　先の出願が「national application」（国内出願）の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。

ロ　先の出願が「regional　application」（広域出願）の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する機関の名称（実際には、関連する広域官庁）を記載する。広域出願のうち、ＡＲＩＰＯ特許を先の出願とする場合には、その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関の少なくとも１か国の国名を記載する。

ハ　先の出願が「international application」（国際出願）の場合には、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載する。

6　「CHECK LIST」の「Language of filing of the international application」の項には、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載する。

7　「SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE」の欄には、すべての出願人が代理人を選任した場合には、その代理人が記名し、署名をする。代理人が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人が記名し、署名をする。

8　第50条の３第２項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。

イ　「CHECK LIST」の９．の□内にレ印を付し、磁気ディスクの種類及び数を記載し、10．の□内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。

ロ　「12. □　other（*Specify*）:．．．．．．．．．．．．．：」の□内にレ印を付すとともに、点線上に「Information Such as Recording Form of Magnetic disk」と記載し、その書面の数を記載する。

ハ　「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application 」の項目は、様式第１の２の備考３に従つて記載する。

（文例）

STATEMENT

TO : Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence (s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence (s) written in the specification.

Date,

Identification of International Application :

Title of Invention :

Applicant (Agent) :　　Signature　　（㊞）

ニ　「Information Such as Recording Form of Magnetic disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

9　その他は、様式第１の備考１、２、４、９、13から15まで、20及び21、様式第１の２の備考１、４及び７並びに様式第７の備考１から４まで、６、10、14及び16から18までと同様とする。

様式第十一を次のように改める。